

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面4 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

令和3年(家)第335号 性別取扱変更審判申立事件

申立人 鈴木げん

補充書面4

(法規定の誤りによるスティグマの助長強化に関する補足)

2022年4月 日

静岡家庭裁判所浜松支部 御中

申立人代理人弁護士 藤澤 智実

ほか

1 法律の規定が社会の差別意識を生み出すこと

本件の家事審判申立書ページにおいて、最高裁判例(婚外子相続分差別違憲決定(最大決平成25年9月4日)及び最大決平成7年7月5日民集49巻7号1789頁)を引用しつつ「法のあり方や存在自体が社会の差別意識を生み出す可能性」については最高裁判例も前提としていることを指摘した。

このような、「法が差別意識を生み出すこと」は、近時の複数の裁判例において改めて確認された。また、実は、法(法律の規定)が端的に「差別そのものを生み出す」ことがあることを立法府も実質的に認めている。

2 近時の高裁判断

現在、全国各地で平成8年改正前の優生保護法(以下「旧優生保護法」)による手術を受けた人達が、同法の違憲性を前提に、国家賠償責任を問う訴訟を提起していること、また、これらの訴訟に関する判決が次々と言い渡されつつあることは公知の事実である。

これらの旧優生保護法に関する訴訟の中で、直近で言い渡された大阪高判令和4年2月22日(事件番号令和3年(ネ)第228号、甲G第12号証)は、国の責

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面4（call4 公開版）】

※call4（<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>）公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

任を認める画期的な判断をした。

そして、当該大阪高判は、次の様に判示して「法のあり方・存在」が差別をもたらすことを認めている。

すなわち、旧優生保護法に基づく「優生手術を受けさせられ」た控訴人らの被害は「身体への侵襲及び身体的機能の喪失というにとどまらない。すなわち、旧優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的とし、本件各規定において、本人の同意なく優生手術の対象となる障害ないし疾患を有する者を特定・列挙するものであるところ、・・・本件各規定に基づき優生手術を受けさせられた者は、旧優生保護法の下、一方的に「不良」との認定を受けたに等しいと言わざるを得ない。制定法に基づくこのような非人道的かつ差別的な烙印とも言うべき状態は」控訴人らの「個人の尊厳を著しく損ねる」と。

法的に、そして公に、「優生上の見地から不良」と見なされ、「非人道的かつ差別的な烙印」を押されることが、そうした人達への社会的な差別意識を助長することはいうまでもない。

そして、上記大阪高判では、「子を産むか否かは、人としての生き方の根幹に関わる意思決定であるから、子を産み育てるか否かを自らの自由な意思によって決定することは、幸福追求権又は自己決定権として憲法13条によって保障される」ことや、「性と生殖に関する自然権的な権利であるリプロダクティブ・ライツとして憲法13条、24条によって保障される」こと、しかるにこれらの人権が旧優生保護法により侵害されたことが問われていた（後出の原審・大阪地判令和2年11月30日参照）。つまり、当該裁判例において問われた人権侵害の内容は本件と相当に重なり、あるいは近似している点でも本件に示唆するところは大きい。

また、国の責任に関する結論は異なるが、上記裁判例の原審・大阪地判令和2年11月30日（事件番号：平成30（ワ）8619）も「原告らが優生手術の実施を長く認識できなかった背景には、優生手術の被害者となった障害者に対する社会的な差別や偏見の影響があったことがうかがわれ、旧優生保護法の制定がそうした

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面4（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

差別や偏見を助長したことも否定はできない。」(裁判所HP掲載のファイルでは39ページ)とし、やはり旧優生保護法の違憲性・国家賠償責任が問われた、東京地判令和2年6月30日(事件番号:平成30年(ワ)第15422号・裁判所HP掲載)も「我が国においては・・・, 障害者に対する極めて差別的な意識が差別的とは意識されずに存在していたといえる。このような意識は, 同法の目的規定である1条の「不良な子孫の出生を防止する」という文言を始めとする同法の優生条項やこれに基づく施策により, 助長された面があったことも否定し難いと考えられる。」(裁判所HPに掲載のファイルでは133ページ)とし、法の規定が差別意識を作りだし、あるいは助長するという関係性を認めている。

3 立法府すらも上記関係性を認めたこと

旧優生保護法は、平成8年に改正されたのであるが、改正の趣旨は当時の参議院厚生委員会会議録(甲G第13号証、第136回国会 参議院 厚生委員会 会議録第20号)により明らかである。

すなわち、当該改正に関し、参議院厚生委員会において、上記法律案の提出者である衆議院厚生委員長は改正法案の提案理由及び内容について、「本案は、現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等にかんがみ、所要の規定を整備しようとするもの」であるとし、その内容は、「法律の題名を優生保護法から母体保護法に改め、法律の目的中『優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに』を『不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により』に改めること」等であるとした。このような経緯で法改正がなされたということは、「旧優生保護法自体が端的に差別を生み出していること」を立法府が認めたものと言える。

4 結論

法律の規定が社会の中の差別を形成するという上記の関係性は、特例法の本件規定にも該当する。

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面4（call4 公開版）】

※call4（<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>）公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

そうして生み出される差別による権利侵害は深刻であり、本件規定の違憲性を基礎づける。

以上